

令和 2 年度(2020年度)

事業計画及び予算

一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会

令和2年度(2020年度)運営方針

- 1 ガバナンスの強化とコンプライアンス遵守を徹底し、一般財団法人として適切な法人運営に努めること。
- 2 引き続き、地方公務員としての福利厚生事業の点検・見直しに努め、適正な事業実施・運営に努めること。
- 3 会員掛金主体の事業実施と、適正かつ安定した法人運営ができるよう、引き続き、事業区分及び掛金の率等の見直しを行うこと。
- 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和。「WLB」)実現支援の一つとして、会員の「元気」、「活力」が出る互助会事業を目指し、引き続き、諸事業の見直しと新たな事業を検討すること。
- 5 市町村等職員の人財の確保と長期定着に繋がるように、魅力ある互助会事業の展開と、会員の健康経営に努めること。
- 6 これらの効率的な事業実施と、諸事業の周知徹底・情報提供に努めること。
- 7 安定した運営を図るべく、資産の安全、かつ、効率的な運用と資産の保全に努めること。

令和 2 年度(2020年度)事業計画

令和2年度(2020年度)事業計画

[一] 総括事項

1 互助会に属する市町村等の数、会員数及び給料月額

(1) 市町村等の数

市	町	一部事務組合	広域連合	その他の団体	計
6	6	14	1	4	31

(2) 会員数

前年度末	期首増減		当年度期首	期中増減		当年度末
	増加(取得)	減少(喪失)		増加(取得)	減少(喪失)	
5,710人	280人	240人	5,750人	30人	70人	5,710人

※年間平均会員数: 5,730人

(3) 標準報酬月額(平均)

前年度末(見込)	期首	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	当年度末
376,500円	370,000円	370,000円	371,500円	373,500円	375,500円	376,000円

※年間平均標準報酬月額: 373,000円(見込)

(注) 掛金等の算出基礎となる標準報酬月額の上限を620,000円とした場合の平均標準報酬月額である。

2 掛金及び負担金

(1) 掛金及び負担金の率

	福利事業	厚生事業	法人会計	計
掛金	2.55(3.1875)	0.75(0.9375)	—	3.30(4.125)
負担金	—	0.70(0.875)	2.00(2.50)	2.70(3.375)
計	2.55(3.1875)	1.45(1.8125)	2.00(2.50)	6.00(7.50)

(注1) 単位は、標準報酬月額(上限:620,000円)に対する千分比である。

(注2) 括弧()書きは、給料月額に対する千分比(手当率を1.25に換算した場合)である。

(注3) 育児休業、介護休暇及び休職による無給期間に係る月分の掛金は、免除する。

(2) 掛金及び負担金の額

	前年度見込(A)	概算額①	免除額②	当年度見込(B)	比較(B)-(A)
掛金	81,300千円	① 84,600千円	② 2,300千円	①-② 82,300千円	1,000千円
負担金	68,500千円	69,200千円	—	69,200千円	700千円
計	149,800千円	153,800千円	2,300千円	151,500千円	1,700千円

(注) ②の掛金免除者の標準報酬月額は1人あたり平均額を272,000円、1月あたり免除者数を215人で計算している。

3 互助会の役議員及び互助会に使用される者の数

(1) 役議員の数

理事(理事長及び副理事長並びに常務理事を含む。)	監事	評議員
7人	2人	28人

(2) 互助会に使用される者の数

5 人

4 会計及び事業の区分

会計区分	事業区分	内 容
実施事業等会計 (公益目的事業会計)	公益事業(助成)	講演会等開催費用補助金
	公益事業(寄附)	特定寄附
その他事業会計 (収益事業等会計)	福利事業	給付金等(傷病見舞金ほか全13事業)
	厚生事業	家庭用常備薬等の配付ほか全9事業
法人会計	—————	管理業務その他法人全般に関するもの

[二] 資金計画事項

(単位:千円)

	令和元年度見込額	増 減	令和2年度計画額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	60	0	60
(2) 特定資産運用収入	5,130	△130	5,000
(3) 掛 金 収 入	81,300	1,000	82,300
(4) 負 担 金 収 入	68,500	700	69,200
(5) 事 業 収 入	1,150	△250	900
(5) 雑 収 入	140	0	140
事業活動収入合計	156,280	1,320	157,600
2. 事業活動支出			
(1) 公益事業支出	6,260	0	6,260
(2) 福利事業支出	121,400	△5,900	115,500
(3) 厚生事業支出	44,100	△7,900	36,200
(4) 管理費支出	53,520	10,180	63,700
事業活動支出合計	225,800	△3,620	221,660
事業活動収支差額	△69,000	4,940	△64,060
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入	54,501	△4,000	50,501
(2) 投資有価証券売却収入	0	0	0
投資活動収入合計	54,501	△4,000	50,501
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産繰入支出	5,181	△2,500	2,681
(2) 固定資産取得支出	0	0	0
投資活動支出合計	5,181	△2,500	2,681
投資活動収支差額	49,320	△1,500	47,820
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入合計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出合計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	5,000	0	5,000
当期収支差額	△24,680	3,440	△21,240
前期繰越収支差額	200,924	△24,680	176,244
次期繰越収支差額	176,244	△21,240	155,004

[三] 事業計画事項

I 実施事業等会計

1 公益事業

公益事業は、公益目的支出計画並びに講演会等開催費用助成金交付規則及び寄附金の支出に関する要綱に基づき、次のとおり実施する。

(1) 講演会等開催費用助成金

互助会を組織する市町が、地域内住民を対象に地方自治の振興に寄与するための講演会若しくはその他の文化事業又は体育事業を実施したときに、当該事業等の実施に要した費用の範囲内で、市については120,000円、町については90,000円を限度に助成する。

(2) 特定寄附

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第5条第17号に掲げる法人のうち、地域と連携し、地域政策又は地域づくり等に関する調査研究、情報収集発信、支援又はこれらの人材育成等の事業活動を実施する法人に対し寄附金を支出することとし、次の2法人にそれぞれ250万円(年額)を支出する。

- ① 国立大学法人滋賀大学(社会連携研究センター)
- ② 公立学校法人滋賀県立大学(地域共生センター)

II その他事業会計

1 福利事業

福利事業は、給付規則、銀婚慶祝規則及び住宅支援事業の実施に関する要綱に基づき次のとおりとする。

(1) 傷病見舞金

会員が病気又は負傷(以下「疾病等」という。)により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷(以下「特定損傷」という。)に伴う治療を受けたとき、一疾病等又は一特定損傷に起因する一連の治療に係る入院の日数及び通院の回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院の日数を乗じて得た額及び3,000円に通院の回数に乗じて得た額の合計額に10,000円を加算した額(その額が10万円を超えるときは、10万円。)とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

(注1) 入院とは、医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院又は診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいう。

[対象とならない入院]

美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、正常な分娩、治療を伴わない人間ドック検査、自宅での治療又は通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合

(注2) 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいう。

ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなさない。

(注3) 特定損傷とは、骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とし、対象となる骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とは、次によって定義づけられる損傷をいう。

損傷名	損傷の定義
1. 骨折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいう。ただし、変形治癒、偽関節、病的または特発骨折を除く。
2. 関節脱臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態をいう。ただし、先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。

3. 臍の断裂	臍が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネによる固定または臍形成術（臍の移植術、移行術、交換術および縫合術を含む。）を要するものをいう。ただし、疾病を原因とするものを除く。
4. 熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいう。 (1) 深達性Ⅱ度熱傷 真皮層の深部まで障害された状態（直径2cm未満を除く。） (2) Ⅲ度熱傷 皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態（直径2cm未満を除く。）
5. 永久歯の喪失	歯（第三大臼歯（親しらず）、過剰歯及び乳歯を除く）の根元から全体を永久に喪失した状態（医師の判断で行われた抜歯治療により永久に喪失した状態を含む）をいう。ただし、疾病またはそしゃく行為を原因としたものを除く。

（注4）入院を伴う治療に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院の回数は、3回を限度とする。

（注5）特定損傷に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院とは、自己負担額が3,000円以上の通院に限る。

(2) 家族傷病見舞金

会員の扶養家族が病気又は負傷により入院を伴う治療を受けたとき、若しくは、不慮の事故による特定の損傷に伴う治療を受けたとき、一疾病等又は一特定損傷に起因する一連の治療に係る入院日数及び通院回数に応じて傷病見舞金を支給する。

支給額は、5,000円に入院日数を乗じて得た額及び3,000円に通院回数を乗じて得た額の合計額に5,000円を加算した額（その額が10万円を超えるときは、10万円。）とする。

同一の原因により2回以上の入院をしたとき又は治療を再開したとき、前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院は、一事由とする。

(3) 結婚祝金

会員が結婚したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入ったときを含む。）。ただし、復縁は除く。

40,000円（過去に結婚祝金給付を受けたことがあるときは、20,000円）

(4) 出産祝金

ア 会員又は会員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産したとき。

30,000円

イ アに該当した場合において、同じ父母で第3子以降の子については、20,000円を加算する。

(5) 入学祝金

ア 会員の子（同居の子に限る。）が小学校に入学したとき。

20,000円

イ 会員の子（同居の子に限る。）が中学校に入学したとき。

30,000円

(6) せん別金

会員が市町村等の職員でなくなったとき。

次の各号に掲げる会員期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 5年以上10年未満 | 10,000円 |
| (2) 10年以上15年未満 | 20,000円 |
| (3) 15年以上20年未満 | 30,000円 |
| (4) 20年以上25年未満 | 40,000円 |
| (5) 25年以上30年未満 | 50,000円 |
| (6) 30年以上 | 60,000円 |

なお、市町村長等にあつては、市町村長としての期間1年につき2,000円、市町村長以外の特別職（教育長を含む。）としての期間1年につき1,000円を加算する。

(注) 平成24年3月31日現在会員である者に係るせん別金の支給額は、改正後のせん別金の計算方法にかかわらず、施行日前の会員期間に係る改正前のせん別金の計算方法により算出した平成24年3月31日現在のせん別金の額が60,000円以上の者にあつては当該算出額とし、当該算出額が60,000円未満の者にあつては、当該算出額と平成24年4月1日以後の会員期間の改正後のせん別金の計算方法により算出した額の合算額(当該合算額が60,000円を超えるときは60,000円とする。)とする。

(7) 会員特別給付金

- ア 満44歳以上の会員が銀婚慶祝に該当せず市町村等の職員でなくなったとき。
20,000円を限度として、会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)
- イ 結婚祝金及び出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき。
会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき1,000円(特別職は2,000円)
- ウ 会員期間が10年以上(特別職は4年以上)の者が、出産祝金を受けることなく市町村等の職員でなくなったとき(イに該当する場合を除く。)
会員期間1年(1年未満の端数切り捨て)につき500円(特別職は1,000円)
- ※アからウまでを支給する場合において、当該市町村等の職員でなくなった際の会員期間より前に会員期間を有するときは、会員期間を通算して支給額を算出するものとする。ただし、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し会員特別給付金を支給されているときは、会員期間を通算して算出した額から、過去に会員特別給付金の支給事由に該当し支給された会員特別給付金の額を控除して得た額を支給することとする。

(8) 弔慰金

会員(資格喪失後3月以内の者を含む。)が死亡したとき。
100,000円

(9) 家族弔慰金

- ア 会員の配偶者が死亡したとき。
100,000円
- イ 会員の扶養家族(配偶者を除く。)並びに扶養家族でない同居の子及び父母が死亡したとき。
30,000円
- ウ 会員と同居のその他の家族が死亡したとき。
20,000円
- ※会員又は会員の配偶者が胎児を死体で出産したときは、同居の子が死亡したものとみなす。

(10) 非常災害見舞金

- ア 住居及び家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
50,000円
- イ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
住居又は家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
40,000円
- ウ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
住居又は家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
30,000円
- エ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。
20,000円
- オ 浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む。)が損害を受け、その認定が困難なとき。
床上120cm以上 30,000円
床上30cm以上 20,000円

(11) 長期療養会員見舞金

会員が病気又は負傷により引き続いて30日以上勤務に服することができなかつたとき。
次の各号に掲げる療養期間に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

(1) 30日以上90日未満	10,000円
(2) 90日以上180日未満	20,000円
(3) 180日以上	30,000円

(12) 永年在会祝金

- ア 会員期間が引き続き20年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、8年に至ったとき。
30,000円
- イ 会員期間が引き続き30年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、12年に至ったとき。
50,000円
- ウ 会員期間が引き続き40年に至ったとき。市町村長等特別職にあつては、16年に至ったとき。
50,000円

(13) 銀婚慶祝

会員期間中に婚姻届出後24年を経過した者に対し、日本旅行、JTB、農協観光及び近畿日本ツーリストのギフトカード又は旅行券(40,000円程度)を記念品として贈呈し祝福する。

2 厚生事業

厚生事業は、家庭用常備薬等配付規則、ドック補助金交付規則、スポーツ事業及び文化事業の実施に関する要綱、リフレッシュ事業の実施に関する要綱、子育て支援事業の実施に関する要綱並びにワーク・ライフ・バランス実現支援事業の実施に関する要綱に基づき次のとおりとする。

(1) 家庭用常備薬等配付

会員とその家族の負傷等の応急処置に対処するため、各会員に対し3,300円を限度に家庭用常備薬等の無償配付を実施する。

(2) ドックに係る受検費用の補助(ドック補助金)

会員がドックを受検した場合に次に掲げる区分によりそれぞれ当該金額を限度に補助する。

- ア 人間ドックの日帰りにあつては15,000円、1泊2日以上にあつては30,000円
- イ 脳ドック(MRA検査又はMRI検査を含んだ脳検査を含む。)にあつては、15,000円

(3) 健康管理事業

会員の健康管理意識の向上と、市町村等職員としての長期定着に繋がる健康経営を目的とした健康管理に関する事業を実施する。

本年度は、所属所(市町等)が職員に対してインフルエンザ予防接種事業を実施した場合(独自互助会等の職員団体が実施した場合を含む。)にあつて、その実績に応じて助成する。

なお、助成額は、予防接種者1人当たり1,000円相当とする。

おつて、当該事業の実施に関する詳細は、実施要項を定めて各所属所に周知することとする

(4) スポーツ・文化事業

ア 映画館利用補助

互助会が指定する映画館(イオンシネマ(全国80館以上)、アレックスシネマ(5館)、ビバシティシネマ)の利用につき、共通前売券1枚当たり1,100円(小人用700円)で会員に提供(斡旋)する。

なお、1人当たりの利用制限枚数は、10枚(会員期間1年以下の会員は5枚)とする。

(互助会の負担は、1枚当たり200円又は300円(小人用は100円)である。)

イ 観劇・スポーツ観戦チケットの補助

互助会の指定する(各種コンサートやミュージカル等)やスポーツ観戦チケット(滋賀レイクスターズ、プロ野球観戦等)のチケットについて、価格に応じて1枚当たり2,000円を限度に補助する。

なお、コンサートや演劇等のチケットについては、1回につき会員1人当たり2枚を限度とする。

※観劇チケットの補助の算定基準

通常価格	互助会負担額(補助額)の算定基準
～5,000円	互助会負担額 ≤ 通常価格の50% - 割引(5～10%) ただし、互助会負担額は、2,000円を限度とする。
5,001円～10,000円	互助会負担額 ≤ 2,000円 - 割引(5～10%)
10,001円～	互助会負担額 = 2,000円

ウ みんなのウォーキング

会員の交流と、生活習慣病の改善や肥満防止などの健康意識をさらに向上させることを目的として、積極的に健康維持・健康づくりに取り組もうとする会員をサポートする手段の一つとして、京都府

市町村職員厚生会、兵庫県市町職員互助会と合同で、WEB上で「みんなのウォーキング」を共同実施する。

なお、各市町の紹介や地域振興の一助として、歩数に応じて抽選で当たる「地域の特産品」の充実を図るとともに、3団体交流のイベント(「チャレンジ月間」)等、広域連携の実現を図ること。

(5) リフレッシュ事業

ア 施設利用

契約施設(東京ディズニーリゾート等)が提供する企業団体向け福利厚生プログラム(施設利用補助プログラム)を活用すること。

契約施設名	補助額	利用制限 (1人当たり)	利用者負担額(大人の場合、1人当たりの例)
東京ディズニー	2,500円	2枚	<u>8,200円</u> - 2,500円 = <u>5,700円</u>
志摩スペイン村	1,500円	4枚	<u>5,400円</u> - 500円* - 1,500円 = <u>3,400円</u>
京都水族館	500円	4枚	<u>2,200円</u> - 200円* - 500円 = <u>1,500円</u>
鳥羽水族館	500円	4枚	2,500円 - 200円* - 500円 = 1,800円
海遊館	<u>510円</u>	4枚	<u>2,400円</u> - <u>240円</u> * - <u>510円</u> = <u>1,650円</u>
名古屋港水族館	<u>530円</u>	4枚	<u>2,030円</u> - 200円* - <u>530円</u> = 1,300円
ナガシマリゾート	1,300円	4枚	5,200円 - 700円* - 1,300円 = 3,200円
アンパンマン こどもミュージアム	500円	4枚	1,500円 - 0円* - 500円 = 1,000円
アクア・トトぎふ	<u>540円</u>	4枚	<u>1,540円</u> - 150円* - <u>540円</u> = <u>850円</u>
ひらかたパーク	1,500円	4枚	<u>4,500円</u> - 500円* - 1,500円 = <u>2,500円</u>
湯快サザナミ	※補助対象施設から除外。(補助なしで取り扱うこととする。)		

(注1) 補助額は、大人の場合。施設により小人等の区分がある場合は、その金額に応じて補助額を設定する。

(注2) 利用者負担額欄の「★」は、施設契約による施設の割引額である。

なお、アンパンマンこどもミュージアムについては、施設契約による施設の割引がない代わりに、補助券を窓口で提出することで、粗品をプレゼントされる。

(注3) 名古屋港水族館とひらかたパークは、前売方式である。

(注4) 会員期間が1年以下の会員は、上記利用制限の枚数の半分とする。

イ 企画旅行

会員のリフレッシュと家族サービスを目的として企画旅行を実施すること。(年2回予定)

(6) 子育て支援事業

会員の子育てを支援するため、会員又は会員の配偶者が出産したとき(出産祝金給付に該当したとき)、当該出産者に育児図書は無償配付(購読)する。

[最初の1年間]

A. 月刊「赤ちゃん和妈妈」(12冊) + 基本セット

※基本セット内容:「お誕生日号」、「お医者さんにかかるまで」、保存用ファイル

B. 月齢別育児情報誌「わくわく育児」(12冊) + 育児カレンダー(12枚) + 基本セット

※基本セット内容:「お祝いカード」、「ママ・パパあんしんブック」

C. 「きちんとかんたん離乳食」(1冊)

※A又はBのいずれか(選択制)とし、希望者にCを贈呈する。(Cのみでも可)

[2年目以降(満3歳まで)]

D. 季刊「1・2・3歳」(年4冊)

E. 「かんたんおいしい幼児のごはん」(1冊)

※Dと、希望者にEを贈呈する。(Eのみでも可)

(7) 研修会等参加費用補助金

参加料又はテキスト代等の費用負担が必要な研修会等に参加した場合、負担した費用の範囲内で3,000円を限度に補助する。

(8) WLB実現支援事業

ア 自己啓発

会員が、NHK学園の「生涯学習通信講座」を受講する場合、受講料の割引(2,000円)を受けられることとするとともに、その費用の一部を補助(5,000円)する。

なお、会員の家族及び互助会会員資格喪失後3箇月の元会員が、互助会を通じて受講申込をした場合は、受講料の割引を受けられることとする。

イ 結婚支援

他の職域の互助会等との交流等、婚活パーティーの方法を検討する。

ウ メンタルヘルス(旧メンタルカウンセラー派遣事業)

会員のメンタルヘルスを促進するため、滋賀県市町村職員共済組合と共同し、カウンセラーの派遣事業を実施する。

エ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー講師派遣

仕事と子育ての両立支援のほか、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの講師を、希望する所属(市町等)に派遣する。(働き方改革など)

オ 健康づくりセミナー

会員の健康づくりを促進するため、健康づくりセミナーを実施する。(1回)

※RIZAP(ライザップ)の法人向けパッケージを活用

(9) 住宅支援事業

ア 本会が提携する住宅メーカーで住宅を取得等(新築・建替、リフォーム、分譲住宅等購入)される場合、その取得等の費用の割引が適用されるとともに、新築・建替及び分譲住宅等購入にあつては本会より記念品を贈呈する。(住宅メーカー協議会加入7社及び一条工務店)

イ 本会が提携する金融機関(滋賀銀行及び関西みらい銀行)で住宅融資を受ける場合、住宅ローン金利の優遇を受けられることとする。

3 保 険 事 業

公務員賠償責任保険

地方公務員である会員が住民訴訟や民事訴訟に備え、積極的な施策展開に支障を来すことがなく安心して業務に専念できるよう、公務に起因し損害賠償請求(住民訴訟や民事訴訟など)がなされた場合に個人が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償する公務員賠償責任保険を取り扱う。

[保険の名称]

全国地方職員福利厚生協議会「団体地方公務員賠償責任保険」

取扱代理店：(幹事代理店)アルプスカード株式会社

引受保険会社：(幹事)損害保険ジャパン日本興亜株式会社

[制度の概要]

地方公共団体職員(公務員)や首長が、公務に起因して保険期間中に損害賠償請求(住民訴訟及び民事訴訟、その他の損害賠償請求)がなされた場合に、職員や首長個人が負担する法律上損害賠償金と争訟費用について保険金が支払われるもの。

①保険契約者及び加入者並びに被保険者

「全国地方職員福利厚生協議会」(以下「協議会」という。)が保険契約者となる。協議会の加入団体(本会)の構成員個人(会員)が、加入者及び被保険者となる。(保険料は加入者の個人負担)

②保険期間

令和2年(2020年)9月1日から令和3年(2021年)9月1日まで(12箇月間)

※9月1日午後4時から1年間で、毎月1日を始期として中途加入可能(保険料は期間割)

③募 集

令和2年度(2020年度)募集は、7月から8月に実施する。なお、中途加入は、随時受け入れる。

④補償内容

補償内容	被 保 険 者 1 名 あ た り 保 険 金 額			初期対応費用
	①損害賠償金	②争訟費用	①+②	
補償プラン	一連の損害賠償請求あたりのてん補限度額		期間中限度額	期間中限度額
5億円プラン	5億円		5億円	500万円

3億円プラン	3億円	3億円	500万円
1億円プラン	1億円	1億円	500万円
5000万円プラン	5,000万円	5,000万円	500万円
3000万円プラン	3,000万円	3,000万円	500万円

※一連の損害賠償請求:損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。
 ※期間中限度額:1年間の保険期間における保険金お支払い限度額のことをいいます。(損害賠償金、争訟費用を合算しての限度額です。)
 ※初期対応費用は別枠で期間中限度額500万円までお支払いします。
 ※第三者の生命または身体を害したことによる被害者への見舞金は、1被害者あたり3万円が限度です。(初期対応費用)

⑤年間保険料(1人あたり/保険期間1年間/一時払い)

補償プラン \ 区分	職 員	町 長	市 長
5億円プラン	9,840円	—————	—————
3億円プラン	8,760円	—————	—————
1億円プラン	6,360円	99,600円	552,000円
5000万円プラン	4,800円	54,000円	306,000円
3000万円プラン	2,880円	20,400円	98,400円

(注1) 職員:首長以外の特別職、管理職、一般職員などを言う。

(注2) 上記の年間保険料の額は、令和元年度の額であり、改定される場合がある。(未決定)

4 その他

(1) 契約施設等

ホテル等の宿泊施設だけではなく、契約により割引や特別料金で利用できる施設等を、引き続き拡充すること。(補助なし)

(2) 互助会事業の周知

- ①互助会ホームページ(<http://www.shiga-ctvgojokai.jp/>)
- ②互助会のしおり「GO GUIDE(ゴーガイド)」… 4月(1回)
- ③会報紙「GO LINK(ゴーリンク)」… 年4回(6月、9月、12月、3月)
- ④WEB通信「マイホームサポート通信」… 毎月(住宅メーカー協議会)

(3) 会員の交流

所属所(市町等)を越えて会員が交流できる事業や仕組みを検討すること。

(4) 団体間の交流

他の互助会等との交流事業や合同事業の実施や交流の仕組みを検討すること。

令和 2 年度(2020年度)予算

予定貸借対照表

令和3年(2021年)3月31日現在(推計)

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度見込額	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
普通預金	25,004	31,244	△6,240	
定期預金	140,000	150,000	△10,000	
流動資産合計	165,004	181,244	△16,240	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産信託金	10,000	10,000	0	
基本財産合計	10,000	10,000	0	
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	55,608	55,427	181	
責任準備金引当資産	497,485	545,485	△48,000	
特定資産合計	553,093	600,912	△47,819	
(3) その他の固定資産				
什器備品	134	254	△120	
電話加入権	146	146	0	
その他の固定資産合計	280	400	△120	
固定資産合計	563,373	611,312	△47,939	
資産合計	728,377	792,556	△64,179	
II 負債の部				
1. 流動負債				
流動負債合計	0	0	0	
2. 固定負債				
退職給付引当金	55,608	55,427	181	
責任準備金	497,485	545,485	△48,000	
固定負債合計	553,093	600,912	△47,819	
負債合計	553,093	600,912	△47,819	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄附金	10,000	10,000	0	
指定正味財産合計	10,000	10,000	0	
(うち基本財産への充当額)	10,000	10,000	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
2. 一般正味財産	165,284	181,644	△16,360	
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
正味財産合計	175,284	191,644	△16,360	
負債及び正味財産合計	728,377	792,556	△64,179	

予定貸借対照表内訳表

令和3年(2021年)3月31日現在 (推計)

(単位:千円)

科 目	実施事業等会計	その他事業会計	法人会計	内部取引 消 去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
普通預金	0	12,046	12,958	0	25,004
定期預金	0	120,000	20,000	0	140,000
流動資産合計	0	132,046	32,958	0	165,004
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産信託金	10,000	0	0	0	10,000
基本財産合計	10,000	0	0	0	10,000
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	0	0	55,608	0	55,608
責任準備金引当資産	0	497,485	0	0	497,485
特定資産合計	0	497,485	55,608	0	553,093
(3) その他の固定資産					
什器備品	0	0	134	0	134
電話加入権	0	0	146	0	146
その他の固定資産合計	0	0	280	0	280
固定資産合計	10,000	497,485	55,888	0	563,373
資産合計	10,000	629,531	88,846	0	728,377
II 負債の部					
1. 流動負債					
流動負債合計	0	0	0	0	0
2. 固定負債					
退職給付引当金	0	0	55,608	0	55,608
責任準備金	0	497,485	0	0	497,485
固定負債合計	0	497,485	55,608	0	553,093
負債合計	0	497,485	55,608	0	553,093
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄附金	10,000	0	0	0	10,000
指定正味財産合計	10,000	0	0	0	10,000
(うち基本財産への充当額)	10,000	0	0	0	10,000
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	0	132,046	33,238	0	165,284
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	0	0
正味財産合計	10,000	132,046	33,238	0	175,284
負債及び正味財産合計	10,000	629,531	88,846	0	728,377

正味財産増減予算書

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度見込額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益の部				
①基本財産運用益	(60)	(60)	(0)	
基本財産受取利息	60	60	0	
②特定資産運用益	(5,000)	(5,130)	(△130)	
特定資産受取利息	5,000	5,130	△130	
③受取掛金	(82,300)	(81,300)	(1,000)	
受取会員掛金	82,300	81,300	1,000	
④受取負担金	(69,200)	(68,500)	(700)	
受取市町村等負担金	69,200	68,500	700	
⑤事業収益	(900)	(1,150)	(△250)	
住宅支援事業収益	900	1,150	△250	
⑥雑収益	(140)	(140)	(0)	
取扱手数料収益	120	120	0	
受取利息	10	15	△5	
雑収益	10	5	5	
経常収益計	157,600	156,280	1,320	
(2) 経常費用の部				
①事業費	(109,960)	(119,760)	(△9,800)	
[公益事業]	(6,260)	(6,260)	(0)	
講演会等開催費用助成金	1,260	1,260	0	
支払寄附金	5,000	5,000	0	
[福利事業]	(67,500)	(69,400)	(△1,900)	
傷病見舞金	10,000	11,000	△1,000	
家族傷病見舞金	6,500	7,000	△500	
結婚祝金	6,100	5,100	1,000	
出産祝金	9,200	9,800	△600	
入学祝金	13,000	12,500	500	
せん別金給付費用	2,500	2,500	0	
会員特別給付金	2,300	2,300	0	
弔慰金	500	500	0	
家族弔慰金	2,200	2,400	△200	
非常災害見舞金	100	100	0	
長期療養会員見舞金	700	800	△100	
永年在会祝金	11,200	12,400	△1,200	
銀婚慶祝費	3,200	3,000	200	
[厚生事業]	(36,200)	(44,100)	(△7,900)	
家庭用常備薬等配付費	18,800	18,800	0	
ドック補助金	4,800	6,000	△1,200	
健康管理事業費	1,800	0	1,800	
スポーツ・文化事業費	2,100	2,100	0	
リフレッシュ事業費	4,500	5,650	△1,150	
子育て支援事業費	2,100	2,050	50	
研修会等参加費用補助金	700	700	0	
WLB実現支援事業費	1,200	1,150	50	

住宅支援事業費	200	200	0
記念事業費	0	7,450	△7,450
②管理費	(64,000)	(56,320)	(7,680)
給料	20,800	20,610	190
諸手当	14,950	14,920	30
賃金	1	1	0
退職給付費用	181	2,681	△2,500
福利厚生費	6,050	5,850	200
旅費交通費	900	850	50
会議費	600	300	300
通信運搬費	900	900	0
什器備品減価償却費	120	120	0
消耗什器備品費	200	100	100
消耗品費	400	400	0
修繕費	100	100	0
印刷製本費	500	500	0
賃借料	3,000	3,000	0
光熱水料費	200	200	0
普及費	750	750	0
委託費	13,700	4,400	9,300
食糧費	30	30	0
租税公課	30	30	0
支払負担金	350	350	0
支払利息	1	1	0
雑費	237	227	10
経常費用計	173,960	176,080	△2,120
評価損益等調整前経常増減額	△16,360	△19,800	3,440
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△16,360	△19,800	3,440
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益の部	0	0	0
(2) 経常外費用の部	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△16,360	△19,800	3,440
一般正味財産期首残高	181,644	201,444	△19,800
一般正味財産期末残高	165,284	181,644	△16,360
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	60	60	0
一般正味財産への振替額	△60	△60	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	0
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	0
III 正味財産期末残高	175,284	191,644	△16,360

正味財産増減予算書内訳書

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

(単位:千円)

科 目	実 施 事 業 等 会 計				そ の 他 事 業 会 計				法人会計	内部取引消去	合 計
	助成金	寄附金	共通	小 計	福利事業	厚生事業	共通	小 計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益の部											
①基本財産運用益											
基本財産受取利息	60			60							60
②特定資産運用益					5,000			5,000	0		5,000
特定資産受取利息											
③受取掛金					63,720	18,100		81,820			82,300
受取会員掛金	480			480							
④受取負担金						17,300		17,300	51,900		69,200
受取市町村等負担金											
⑤事業収益						900		900			900
住宅支援事業収益											
⑥雑収益						120		120			120
取扱手数料収益											
受取利息					0	0		0	10		10
雑収益					0	0		0	10		10
経常収益計	540	0	0	540	68,720	36,420	0	105,140	51,920	0	157,600
(2) 経常費用の部											
①事業費											
講演会等開催費用助成金	1,260			1,260							1,260
支払寄附金		5,000		5,000							5,000
傷病見舞金					10,000			10,000			10,000
家族傷病見舞金					6,500			6,500			6,500
結婚祝金					6,100			6,100			6,100
出産祝金					9,200			9,200			9,200
入学祝金					13,000			13,000			13,000
せん別金給付費用					2,500			2,500			2,500
会員特別給付金					2,300			2,300			2,300
弔慰金					500			500			500
家族弔慰金					2,200			2,200			2,200
非常災害見舞金					100			100			100
長期療養会員見舞金					700			700			700
永年在会祝金					11,200			11,200			11,200
銀婚慶祝費					3,200			3,200			3,200
家庭用常備薬等配付費						18,800		18,800			18,800
ドック補助金						4,800		4,800			4,800
健康管理事業費						1,800		1,800			1,800
スポーツ・文化事業費						2,100		2,100			2,100
リフレッシュ事業費						4,500		4,500			4,500
子育て支援事業費						2,100		2,100			2,100
研修会等参加費用補助金						700		700			700
WLB実現支援事業費						1,200		1,200			1,200
住宅支援事業費						200		200			200

②管理費									20,800		20,800
給諸賃退福旅会通什消耗修印賃光普食租支雜									14,950		14,950
職利費									1		1
給付									181		181
厚交議運減器繕製借水及託糧									6,050		6,050
費用									900		900
費									600		600
費									900		900
費									120		120
費									200		200
費									400		400
費									100		100
費									500		500
料									3,000		3,000
費									200		200
費									750		750
費									13,700		13,700
費									30		30
課									30		30
金									350		350
息									1		1
費									237		237
經常費用計	1,260	5,000	0	6,260	67,500	36,200	0	103,700	64,000		173,960
評価損益等調整前經常増減額	△720	△5,000	0	△5,720	1,220	220	0	1,440	△12,080		△16,360
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期經常増減額	△720	△5,000	0	△5,720	1,220	220	0	1,440	△12,080		△16,360
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益の部											
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用の部											
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
他会計振替額	720	5,000	0	5,720	△5,720	0	0	△5,720	0		0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	△4,500	220	0	△4,280	△12,080		△16,360
一般正味財産期首残高				0	128,295	8,031	0	136,326	45,318		181,644
一般正味財産期末残高				0	123,795	8,251	0	132,046	33,238		165,284
II 指定正味財産増減の部											
基本財産運用益	60			60				0			60
一般正味財産への振替額	△60			△60				0	0		△60
当期指定正味財産増減額				0				0	0		0
指定正味財産期首残高				10,000				0	0		10,000
指定正味財産期末残高				10,000				0	0		10,000
III 正味財産期末残高				10,000				132,046	33,238		175,284

令和 2 年度(2020年度)予算

－ 資金収支ベース－

収 支 予 算 書

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入	(60)	(60)	(0)	
基本財産利息収入	60	60	0	
②特定資産運用収入	(5,000)	(5,130)	(△130)	
特定資産利息収入	5,000	5,130	△130	
③掛金収入	(82,300)	(81,300)	(1,000)	
会員掛金収入	82,300	81,300	1,000	
④負担金収入	(69,200)	(68,500)	(700)	
市町村等負担金収入	69,200	68,500	700	
⑤事業収入	(900)	(1,150)	(△250)	
住宅支援事業収入	900	1,150	△250	
⑥雑収入	(140)	(140)	(0)	
取扱手数料収入	120	120	0	
受取利息収入	10	15	△5	
雑収入	10	5	5	
⑥他会計からの繰入金収入	(5,720)	(5,720)	(0)	
その他事業会計からの繰入金収入	5,720	5,720	0	
事業活動収入合計	163,320	162,000	1,320	
2. 事業活動支出				
①公益事業支出	(6,260)	(6,260)	(0)	
講演会等開催費用助成金支出	1,260	1,260	0	
寄附金支出	5,000	5,000	0	
②福利事業支出	(115,500)	(121,400)	(△5,900)	
傷病見舞金支出	10,000	11,000	△1,000	
家族傷病見舞金支出	6,500	7,000	△500	
結婚祝金支出	6,100	5,100	1,000	
出産祝金支出	9,200	9,800	△600	
入学祝金支出	13,000	12,500	500	
せん別金支出	50,500	54,500	△4,000	
会員特別給付金支出	2,300	2,300	0	
弔慰金支出	500	500	0	
家族弔慰金支出	2,200	2,400	△200	
非常災害見舞金支出	100	100	0	
長期療養会員見舞金支出	700	800	△100	
永年在会祝金支出	11,200	12,400	△1,200	
銀婚慶祝費支出	3,200	3,000	200	
③厚生事業支出	(36,200)	(44,100)	(△7,900)	
家庭用常備薬等配付費支出	18,800	18,800	0	
ドック補助金支出	4,800	6,000	△1,200	
健康管理事業費支出	1,800	0	1,800	
スポーツ・文化事業費支出	2,100	2,100	0	
リフレッシュ事業費支出	4,500	5,650	△1,150	
子育て支援事業費支出	2,100	2,050	50	
研修会等参加費用補助金支出	700	700	0	
WLB実現支援事業費支出	1,200	1,150	50	
住宅支援事業費支出	200	200	0	
記念事業費支出	0	7,450	△7,450	
④管理費支出	(63,700)	(53,520)	(10,180)	

給料支出	20,800	20,610	190
諸手当支出	14,950	14,920	30
賃金支出	1	1	0
退職給付支出	1	1	0
福利厚生費支出	6,050	5,850	200
旅費交通費支出	900	850	50
会議費支出	600	300	300
通信運搬費支出	900	900	0
消耗什器備品費支出	200	100	100
消耗品費支出	400	400	0
修繕費支出	100	100	0
印刷製本費支出	500	500	0
賃借料支出	3,000	3,000	0
光熱水料費支出	200	200	0
普及費支出	750	750	0
委託費支出	13,700	4,400	9,300
食糧費支出	30	30	0
租税公課支出	30	30	0
負担金支出	350	350	0
支払利息支出	1	1	0
雑支	237	227	10
④他会計への繰入金支出	(5,720)	(5,720)	(0)
実施事業会計への繰入金支出	5,720	5,720	0
事業活動支出合計	227,380	231,000	△3,620
事業活動収支差額	△64,060	△69,000	4,940
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定資産取崩収入	(50,501)	(54,501)	(△4,000)
退職給付引当資産取崩収入	1	1	0
責任準備金引当資産取崩収入	50,500	54,500	△4,000
投資有価証券売却収入	(0)	(0)	(0)
投資有価証券売却収入	0	0	0
投資活動収入合計	50,501	54,501	△4,000
2. 投資活動支出			
特定資産繰入支出	(2,681)	(5,181)	(△2,500)
退職給付引当資産繰入支出	181	2,681	△2,500
責任準備金引当資産繰入支出	2,500	2,500	0
固定資産取得支出	(0)	(0)	(0)
什器備品取得支出	0	0	0
投資活動支出合計	2,681	5,181	△2,500
投資活動収支差額	47,820	49,320	△1,500
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入合計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出合計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	5,000	5,000	0
当期収支差額	△21,240	△24,680	3,440
前期繰越収支差額	176,244	200,924	△24,680
次期繰越収支差額	155,004	176,244	△21,240

(注) 1 借入金限度額: 30,000,000円 2 債務負担額: 0

収支予算書説明書

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(1) 基本財産運用収入

基本財産利息収入 (基本財産) (平均利回り) (源泉所得税分控除) 60千円
 $10,000,000円 \times 0.739\% \times 0.84685$

(2) 特定資産運用収入

特定資産利息収入 5,000千円

①退職給付引当資産利息 0千円 (源泉所得税控除後)
 (定期預金)

②責任準備金引当資産利息 5,000千円 (")
 (定期預金、国債、地方債、財投債等)

(3) 掛金収入

会員掛金収入 82,300千円

①(会員数)(標準報酬月額)(掛金率)(月数)
 $5,730人 \times 373,000円 \times 0.0033 \times 12月$

②育児休業、介護休暇及び休職による免除分
 $215人 \times 272,000円 \times 0.0033 \times 12月$

(① - ②)

(4) 負担金収入

市町村等負担金収入 69,200千円

(会員数)(標準報酬月額)(負担金率)(月数)
 $5,730人 \times 373,000円 \times 0.0027 \times 12月$

(5) 事業収入

住宅支援事業収入 900千円

取扱手数料 $180,000円 \times 5件$

(6) 雑収入

取扱手数料収入 120千円

公務員賠償責任保険事務費 120千円

受取利息収入 10千円

定期預金、普通預金等利息収入

雑収入 10千円

事業活動収入合計

157,600千円

2. 事業活動支出

(1) 公益事業支出

講演会等開催費用助成金支出 1,260千円

① $120,000円 \times 6市$

② $90,000円 \times 6町$

寄附金支出 5,000千円

①国立大学法人滋賀大学 2,500千円

②公立学校法人滋賀県立大学 2,500千円

(2) 福利事業支出

傷病見舞金支出 10,000千円

①入院療養 $60,000円 \times 160件$

②特定損傷 $26,650円 \times 15件$

家族傷病見舞金支出 6,500千円

①入院療養 $50,000円 \times 125件$

②特定損傷 $16,650円 \times 15件$

結婚祝金支出 6,100千円

①結婚祝金1回目 $40,000円 \times 150件$

出産祝金支出	②結婚祝金2回目以降 20,000円 × 5件	9,200千円
入学祝金支出	①2人目まで 30,000円 × 240件	13,000千円
	②3人目以降 50,000円 × 40件	
せん別金支出	①小学校 20,000円 × 230件	50,500千円
	②中学校 30,000円 × 280件	
会員特別給付金支出	①旧制度 250,000円 × 200件	2,300千円
	②新制度(第1号区分) 10,000円 × 50件	
弔慰金支出	①満44歳以上銀婚慶祝なし 16,500円 × 60件	500千円
	②結婚祝金・出産祝金なし 9,200円 × 125件	
	③会員期間10年以上出産なし 16,000円 × 10件	
家族弔慰金支出	100,000円 × 5件	2,200千円
非常災害見舞金支出	①配偶者 100,000円 × 3件	100千円
	②扶養家族 30,000円 × 1件	
	③同居の子及び父母 30,000円 × 49件	
	④同居の家族(①~③除く) 20,000円 × 20件	
長期療養会員見舞金支出	50,000円 × 2件	700千円
永年在会祝金支出	①30日以上 90日未満 10,000円 × 20件	11,200千円
	②90日以上180日未満 20,000円 × 10件	
	③180日以上 30,000円 × 10件	
銀婚慶祝費支出	①20年(8年) 30,000円 × 110件	3,200千円
	②30年(12年) 50,000円 × 104件	
	③40年(16年) 50,000円 × 54件	
(3) 厚生事業支出	40,000円 × 80件	
家庭用常備薬等配付費支出		18,800千円
ドック補助金支出	3,300円 × 5,700人(期首会員数5,750人-50人)	4,800千円
健康管理事業費支出	①日帰り 15,000円 × 80件	1,800千円
	②1泊2日 30,000円 × 80件	
	③脳ドック 15,000円 × 80件	
スポーツ・文化事業費支出	イフルエンザ予防接種助成 1,000円 × 1,800件	2,100千円
	①アレックスシネマ 300円 × 1,300枚	
	(小) 100円 × 700枚	
	②イオンシネマ 200円 × 2,500枚	
	③ビバシティシネマ 200円 × 250枚	
	(小) 100円 × 150枚	
	④観劇等チケット 1,200円 × 300件	
	⑤レイクス観戦チケット 600円 × 200件	
	⑥プロ野球観戦チケット 500円 × 180件	
	⑦健康ウォーキング 月間賞品 180,000円	
	広域連携協議会負担金 150,000円	
	サーバー費用 120,000円	
	チャレンジ月間・諸経費 50,000円	
	[計] 500,000円	

リフレッシュ事業費支出		4,500千円
①東京ディズニー	2,500円 × 800件	
②スペイン村	1,500円 × 170件	
③京都水族館	500円 × 180件	
④鳥羽水族館	500円 × 130件	
⑤海遊館	500円 × 130件	
⑥名古屋港水族館	500円 × 180件	
⑦ナガシマリゾート	1,200円 × 650件	
⑧アンパンマンこどもミュージアム	500円 × 300件	
⑩アクア・トトぎふ	500円 × 80件	
⑪ひらかたパーク	1,300円 × 250件	
⑫企画旅行(本人)	11,500円 × 12件 × 2回	
(家族)	6,500円 × 28件 × 2回	
子育て支援事業費支出		2,100千円
①月刊「赤ちゃん和妈妈」	4,704円 × 100件	
②月齢別育児情報誌「わくわく育児」	3,850円 × 120件	
③季刊「1・2・3歳」	1,540円 × 320件	
④「きちんとかたん離乳食」	1,710円 × 200件	
⑤「おいしいかたん幼児のごはん」	1,765円 × 190件	
研修会等参加費用補助金支出		700千円
	2,500円 × 280件	
WLB実現支援事業費支出		1,200千円
①自己啓発	5,000円 × 4件	
②結婚支援	0円 × 0人	
	+ 0円(諸経費)	
③WLBセミナー	120,000円 × 4回(講演料)	
	+ 17,500円 × 4回(旅費等)	
④メンタルヘルス(メンタルカウンセラー派遣)	66,000円 × 10回 / 2	
⑤健康セミナー	220,000円 × 1回(講演料)	
	+ 80,000円 × 1回(諸経費)	
住宅支援事業費支出		200千円
	40,000円 × 5件	
(4) 管理費支出		
給料支出		20,800千円
	職員5名分	
諸手当支出		14,950千円
①扶養手当	738千円	
②地域手当	1,646千円	
③管理職手当	1,980千円	
④通勤手当	988千円	
⑤住居手当	336千円	
⑥時間外勤務手当	168千円	
⑦期末手当	5,048千円	
⑧勤勉手当	4,046千円	
賃金支出		1千円
退職給付支出		1千円
福利厚生費支出		6,050千円
①社会保険料	5,399千円	
②労働保険料	375千円	
③互助会負担金	73千円	
④健康診断費用	103千円	
⑤職員厚生費	100千円	
旅費交通費支出		900千円
①理事会	75千円	
②評議員会	95千円	

	③評議員研修会	95千円	
	④監査会	10千円	
	⑤互助会事業等検討委員会	20千円	
	⑥全国協議会総会研究会等	360千円	
	⑦西日本地区協議会	100千円	
	⑧東海近畿地区協議会	15千円	
	⑨管内旅費	130千円	
会 議 費 支 出			600千円
	①理事会	90千円	
	②評議員会	150千円	
	③評議員研修会	200千円	
	④監査会	30千円	
	⑤互助会事業等検討委員会	30千円	
	⑥東海近畿地区協議会	100千円	
通 信 運 搬 費 支 出			900千円
	①郵送料	700千円	
	②電話料	123千円	
	③インターネット接続料	77千円	
消 耗 什 器 備 品 費 支 出			200千円
	器具及び備品		
消 耗 品 費 支 出			400千円
	帳簿、封筒、用紙、文房具、プリンタトナー等		
修 繕 費 支 出			100千円
	事務機器等修繕費用		
印 刷 製 本 費 支 出			500千円
	予算書、決算書、会議資料、諸様式等		
賃 借 料 支 出			3,000千円
	①行政財産使用料(厚生会館)	1,232千円	
	②管理事務費分担金(厚生会館)	522千円	
	③修繕費分担金(厚生会館)	61千円	
	④事務機器借上料	1,155千円	
	⑤自動車等借上料	30千円	
光 熱 水 料 費 支 出			200千円
	電気、ガス、水道(厚生会館)		
普 及 費 支 出			750千円
	①Go GUIDE(しおり)	160千円	
	②Go LINK(4回)	360千円	
	③事務処理手引き	75千円	
	④例規集	135千円	
	⑤その他	20千円	
委 託 費 支 出			13,700千円
	①振込手数料	800千円	
	②登記事務手数料等	40千円	
	③システム関連保守料	930千円	
	④新基幹システム開発費用	11,400千円	
	⑤役員賠償責任保険料	280千円	
	⑥その他(HP保守ほか)	250千円	
食 糧 費 支 出			30千円
	来客者等賄費		
租 税 公 課 支 出			30千円
	登録免許税、印紙税等		
負 担 金 支 出			350千円
	①公益法人協会等会費	140千円	
	②互助団体負担金	140千円	
	③研修会参加費等	70千円	
支 払 利 息 支 出			1千円

雑	支	借入金利息	237千円
出			
事業活動支出合計			221,660千円
事業活動収支差額			△64,060千円
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	職員に係る退職給付引当資産の取り崩し		1千円
責任準備金引当資産取崩収入	せん別金支出に伴う責任準備金引当資産の取崩し		50,500千円
投資活動収入合計			50,501千円
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産繰入支出			
退職給付引当資産繰入支出	職員に係る退職給付引当資産への繰り入れ		181千円
責任準備金引当資産繰入支出	せん別金に係る責任準備金引当資産への繰り入れ		2,500千円
投資活動支出合計			2,681千円
投資活動収支差額			47,820千円
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入合計			0千円
2. 財務活動支出			
財務活動支出合計			0千円
財務活動収支差額			0千円
IV 予備費支出			5,000千円
当期収支差額			△21,240千円
前期繰越収支差額			176,244千円
次期繰越収支差額			155,004千円

(注) 1 借入金限度額: 30,000,000円

2 債務負担額: 0